

## 「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	特別の設備	
根拠条例等・条項	堺市立文化館条例第13条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>観覧料等の減免については、堺市立文化館条例第13条に基づき審査する。</p> <p><b>【堺市立文化館条例】</b> (特別の設備の設置)</p> <p>第13条 使用者は、ギャラリーの使用に当たって、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、文化館の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定により設けた設備は、使用許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。</p> <p>4 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	